

第5回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 11 月 24 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 1 時 30 分開会 午後 2 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9 番 小川一也、10 番 山崎禎彦
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について
報告第 4 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第5回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、9番委員、10番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3、4頁をご覧ください。
番号が9番の1件でございます。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は5頁に載せてありますので、ご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「農地法第18条第6項による通知について」です。
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。
議案は7、8頁をご覧ください。
番号が15番から19番までの5件でございます。
15番、16番、18番、19番については、あっせん成立に伴う、合意解約です。
17番については、農地所有者が一部耕作するため、その一部について、合意解約となっています。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案10頁をご覧ください。
報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」です。
テキスト「農地法」の20頁をご覧ください。

お持ちで無い方は、本日配布した資料にもコピーしたものがありますので、ご覧ください。

農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項の規定により毎年、事業年度の終了3か月以内に事業の状況等について、農業委員会に報告する義務があります。

農業委員会は、その報告から農地所有適格法人の要件を満たしているかどうか把握することになっています。

農地所有適格法人の要件については、テキスト18頁にありますように、4点農地法第2条第3項で定められており、1点目が「法人形態要件」、2点目が「事業要件」、3点目が「議決権要件」、4点目が「役員要件」について、それぞれの規定を満たすことが必要であるとしています。

報告書の提出状況について、議案11頁をご覧ください。

鷹栖町において、報告の義務がある農地所有適格法人は、一覧表のとおり、26法人で現在、20法人の報告を受理し、要件を確認済です。

確認内容については、本日配布しましたみどりの付箋の「農地所有適格法人要件確認書」のとおりとなっていますので、ご覧ください。

報告の無い法人6件については、これまで2回督促し、報告書の提出を促しているところです。

今日1件提出がありましたので、残り5件になります。

今後、あっせんにあたって、報告の無い法人との関わりがある場合、報告書の提出について、ご指導いただきますようお願いいたします。

事務局も督促等で報告していただけるよう形を取ってまいりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案12頁をご覧ください。

報告第4号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現地証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員、吉本会長、舟根代理、山崎委員及び斉藤委員の4人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

2番委員

法人関係で今日1件出てきたのは、番号でどの法人ですか。

事務局長

1番下の26番 [REDACTED] です。

今日一式持ってきましたが、まだ中身の確認までは行っていませんので提出受理という状況です。

議長

他にありませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、次の日程に入ります。
議長 それでは、日程第6議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案14頁をご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
議案は15、16頁になりますのでご覧ください。
番号が9番の1件の許可申請がありました。
土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は17頁に載せてありますのでご確認ください。
農地法第3条の許可要件については、議案18頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。
なお、この農地については、前回の定例会で農地法第18条第6項による通知を受けた農地です。
説明は以上です。

議長 はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案20頁をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は21、22頁になりますのでご覧ください。
番号が4番から7番までで4件でございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。
位置図は、23頁から26頁までに記載していますのでご確認ください。
この4件の案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっ

せん委員さんより補足説明を4番から順にお願いいたします。

10番委員 あっせん開始が11月8日で終了が11月15日であっせん回数が3回です。

田ですが、単価が230,000円のところと240,000のところがあります。畑と雑種地が反当80,000円で成立しております。

議長 続まして5番です。

13番委員 あっせん開始が10月25日であっせん終了が11月15日で3回のあっせんです。

水田のほう反当240,000円、畑が反当80,000円で成立しております。

議長 続まして6番です。

2番委員 11月19日に合意されその日にあっせん調書を作成しました。

あっせん回数は3回で価格は農業委員会で決めた価格です。

議長 続まして7番です。

8番委員 11月10日あっせん開始で11月15日あっせん終了であっせん回数が5回です。

水田は条件によって違いますが106,000円から87,000円の間で成立しています。

事務局長 本分配布した赤い付箋のところに、今回の4件についての調査書をつけていますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続まして、日程第8議案第3号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第3号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」です。

農地法第30条に規定する利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査の実施に基づく、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議願います。

対象の農地については議案29、30頁、場所は31頁から34頁にありますので、ご覧ください。

対象の農地は5件6筆で、所在、地番、登記地目、面積、所有者、調査年

月日、調査内容、現況地目、判断基準については議案の記載のとおりです。

平成 29 年 10 月 25 日に現地を確認している農地で、判断基準により、農地又は非農地の判断をしていただきます。

判断基準から 1 番から 4 番までについては非農地、5、6 番については、農業上の利用、管理をしていたことが現地を見たときに確認していただいたと思いますので農地、遊休農地解消との判断としたいのですが、ご審議願います。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 3 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

7 番委員 4 番のところですが、見込まれないとなっているが、本人が頑張らないから見込まれないのであって、もう少し頑張ればやれるとみえたがどうなのでしょう。

議長 何回も現地を見に行っているが、改善の余地が見られないところです。

事務局長 ここに関しては、利用調整組合と中間管理機構に照会をかけて、そこが現地を調査していますが、農地として使っていけないという回答はいただいております。

そういった部分も踏まえて見込まれないとしています。

7 番委員 踏まえながらこちらでも判断したらよいのですか。

事務局長 基本的には中間管理機構がだめなものは、ほぼだめというような判断基準が農業委員会としては良いのかなと思います。

4 件については全て中間管理機構に照会して、農地として使っていけないということで回答をいただいております。

それをもって、見込まれないということでどうでしょうかということでご理解いただきたいと思います。

7 番委員 今言ったことが判断の材料として良いのであればそう考えます。

議長 他にありませんか。

5 番委員 北野の国営のエリアの中にこの土地は入っているのですか。

13 番委員 入っていません。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」は、提案どおりと決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 36 頁をご覧ください。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」です。

現況証明の内容については、37、38 頁をご覧ください。

番号が 2 番で 1 件 2 筆でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりです。

証明が必要な理由は、地目変更するためです。

位置図は議案 39 頁に載せてあります。

番号の後ろに丸がついてあるところが対象の地番となっています。

また、本日配布しました現地写真もありますので、ご確認ください。

報告第 4 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、本日現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

11 番委員

はい、2 番の案件について、本日 11 月 24 日、吉本会長、舟根委員、山崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、市街化区域で既に、住宅地となっており、宅地化していますので、農地以外と判断しました。

報告は以上です。

石塚主事

議案 39 頁と本日配布しました現地調査票及び現地写真をご覧ください。

願出のあった土地は、平成 14 年度に行われた宅地造成の際の残地で、申請者は登記地目が田となっている残地があることに気づき、隣の登記地目が宅地の土地と合筆して整理をしたいということで申請が上がってきたという経緯となっています。

経緯についての説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、年内のあっせん案件を予定しており、12 月 20 日又は 21 日にしたいのですがどちらのほうがよろしいでしょうか。

議長

都合の悪い日があれば言っていただきたいと思います

委員 無しの声

事務局長 第6回定例会は、12月20日水曜日午後4時からで、定例会後に恒例ですが忘年会をやっております。

定例会の後に忘年会ということで進めていきたいと思っておりますので、時間の都合を空けていただけるようお願いいたします。

事務局長 2 あっせん委員の指名について説明

事務局長 3 あっせんに係る農地の取扱いについて説明

事務局長 4 平成29年10月25日実施の利用状況調査及び荒廃農地調査について説明

議長 それでは、以上をもって第5回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。